

苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市イベント・環境整備等助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 助成金は、商店街振興組合等が行う第4条第1項に掲げる事業に要する経費の一部を助成することにより、商店街の活性化を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者（以下「商店街振興組合等」という。）とする。

- (1) 苫小牧市商店街振興組合連合会
- (2) 商店街振興組合
- (3) 市長が認める商店街組織

(助成対象事業及び助成率等)

第4条 市長は、助成対象者が商店街の活性化を目的として次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、助成の対象として適当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で助成する。

- (1) 環境整備事業
商店街の環境整備事業
花壇等の整備、花木の植栽については、原則当該商店街のみではなく他団体への協力を求めるものとする。
- (2) 商店街振興組合等加入促進事業
商店街振興組合等への加入を促進する事業
- (3) 商店街イベント事業
商店街活性化に係るイベント事業、記念事業
- (4) 商店街活性化計画策定事業
商店街活性化に係る各種計画策定事業
- (5) 研修調査事業
商店街活性化に係るニーズやマーケティング調査事業、事業承継や人材育成等に係る研修事業、その他先進商店街視察事業、アドバイザー招聘事業
- (6) 商店街IT化支援事業
Wi-Fi整備や商店街アプリの導入経費など商店街のIT化による顧客サービス向上を目的とした事業
- (7) 商店街安全安心力向上支援事業
商店街の防犯カメラなどの設置や巡回活動に使用する資機材の購入費用等市民

の安心を構築する事業

(8) 商店街インバウンド受け入れ推進支援事業

多言語マップの作成や案内板の購入など外国人観光客受け入れのための環境整備事業

(9) 商学連携支援事業

商店街と学校が連携・協力し、商店街の活性化、市民サービスの向上を図る関係構築推進事業

(10) チャレンジショップ等運営事業

空き店舗等を活用した商店街活性化に寄与する施設（子育て支援施設、コミュニティ施設、チャレンジショップ等）の設置事業及び運営事業、商店街の不足業種を補うテナントミックス事業

(11) 買物困難者対策事業

買物困難者対策を目的とした移動販売事業、商品配達事業、買物代行サービス事業

商店街に加盟している店舗が同様の事業を行った場合も助成の対象とする。

(12) 新規商店街振興組合等関連事業

立上後1年未満の新規商店街振興組合等が最初に行う記念事業、イベント事業

(13) 国等補助制度活用事業

国等の補助制度を活用する事業とし、補助対象事業の内容については、活用する補助制度に準じるものとする

2 助成率及び上限額は別表1のとおりとし、1,000円未満の端数は切り捨てとする。また、助成対象経費については別表2のとおりとするが、次の各号に掲げる経費を除く。

(1) 助成対象者自らの飲食に係る経費

(2) 宗教性を有するまたは信仰の対象となる物・行為に係る経費

(3) その他商店街活性化事業に適さないと認められる経費

(助成金の交付の申請)

第5条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 苫小牧市イベント・環境整備等助成金実施計画書(様式第2号)

(2) 苫小牧市イベント・環境整備等助成金収支予算書(様式第3号)

(3) 商店街振興組合等の役員及び構成員の名簿等

(4) 事業の実施及び経費の支出を決定した総会等の資料の写し

(5) その他市長が必要とする書類

2 助成金の交付を受けようとするにあたって、当該助成金に関する消費税仕入れ控除税額等(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定

による地方消費税率を乗じて得た金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該助成金等に関する消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(助成金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、その旨を申請者に対し、苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 助成金の交付決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、前条の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付申請取下届(様式第5号)により取り下げることができる。

(助成事業の変更)

第8条 助成事業者は、助成事業の内容または経費の配分の変更(ただし、市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、苫小牧市イベント・環境整備等助成金変更申請書(様式第6号)により市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対し承認内容を苫小牧市イベント・環境整備等助成金変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(事業の中止・廃止)

第9条 助成事業者は、助成事業の全部または一部を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ苫小牧市イベント・環境整備等助成金中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定による助成事業の中止または廃止を承認した場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及び本要綱に違反した場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の一部又は全部を継続する必要がなくなった場合。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成事業者等に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 助成事業者等が第5条第2項ただし書の規定による助成金等の交付の申請をした場合において、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定し、既に交付された助成金等の額を減額するときも、前項と同様とする。

(完了報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、苫小牧市イベント・環境整備等助成金完了報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 苫小牧市イベント・環境整備等助成金実績書（様式第11号）
- (2) 苫小牧市イベント・環境整備等助成金収支決算書（様式第12号）
- (3) 助成事業に係る経費の領収書の写し
- (4) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (5) その他市長が必要とする書類

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付金額確定通知書（様式第13号）により助成事業者に通知する。

(助成金の交付及び交付時期)

第14条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業等が完了した後に交付するものとする。

2 助成事業者は、前条の通知を受け取り、助成金の交付を受けようとするときは、苫小牧市イベント・環境整備等助成金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、助成事業の遂行上必要があると認めるときは、苫小牧市イベント・環境整備等助成金概算払申請書兼交付請求書（様式第15号）を提出させることにより、交付すべき助成金の額の全部または一部を概算払することができる。

4 市長は、前項の申請があった時には、その内容を審査し、適正と認めるときは、概算払の交付決定を行い、その旨を助成事業者に対し、苫小牧市イベント・環境整備等助成金概算払承認（不承認）通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(調査)

第15条 市長は必要があると認めるときは助成事業者に対し必要な報告を求め、または調査することができる。

(財産の処分の制限)

第16条 助成事業者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取り壊し、または担保に供してはならない。

(関係書類の整理保管)

第17条 この要綱により助成金の交付を受けた助成事業者は、助成事業の収支に関する帳簿その他関係書類を整理し、これらの書類を助成事業の完了する日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

事業区分	事業内容	助成上限額	助成率
(1) 環境整備事業	商店街の環境整備事業 花壇等の整備、花木の植栽については他団体への協力を求めるものとする	150,000 円	3 分の 2 以内
(2) 商店街振興組合等加入促進事業	商店街振興組合等への加入を促進する事業	200,000 円	
(3) 商店街イベント事業	商店街活性化に係るイベント事業、記念事業		4 分の 3 以内 (2 回目以降 3 分の 2 以内)
(4) 商店街活性化計画策定事業	商店街活性化に係る各種計画策定事業		3 分の 2 以内
(5) 研修調査事業	商店街活性化に係るニーズやマーケティング調査事業、事業承継や人材育成等に係る研修事業、その他先進商店街視察事業、アドバイザー招聘事業		
(6) 商店街 IT 化支援事業	商店街の IT 化を推進する事業		
(7) 商店街安全安心力向上支援事業	市民が安心して買い物が出来る環境整備事業		
(8) 商店街インバウンド受け入れ推進支援事業	商店街の外国人観光客受け入れ環境を整備する事業		
(9) 商学連携支援事業	商店街と学校との連携・協力を推進支援することで商店街の活性化、市民サービスの向上、学校との関係構築を支援する		
(10) チャレンジショップ等運営事業	空き店舗等を活用した商店街活性化に寄与する施設（子育て支援施設、コミュニティ施設、チャレンジショップ等）の設置事業及び運営事業、商店街の不足業種を補うテナントミックス事業	300,000 円	

(11)買い物困難者対策事業	買い物困難者対策を目的とした移動販売事業、商品配達事業、買い物代行サービス事業		
(12)新規商店街振興組合等 関連事業	立ち上げ後1年未満の新規商店街振興組合等が最初に行う記念事業、イベント事業 (立ち上げ後1回のみ)	500,000円	10分の10以内
(13)国等補助制度活用事業	商店街活性化を目的とした国等の補助制度を活用する事業とし、補助対象事業の内容については、活用する補助制度に準じるものとする。	500,000円	助成対象経費から国等補助金額を差し引いた事業者負担金額のうち、3分の2以内

※1 1,000円未満の端数は切り捨てとする。

※2 上記事業を複数商店街で合同申請する場合は、一商店街が代表商店街となり申請すること。

なお、合同申請する場合は、それぞれの商店街組織の定款又は規約等、役員名簿や総会等の資料の写しを提出すること。

※3 合同申請時の助成上限額は、「助成上限額×参加商店街数」とし、助成率は助成回数に関わらず4分の3以内とする。

別表2 (第4条関係)

助成対象経費	
助成対象事業 (1)~(12)	賃金、旅費、報償費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、設営費、工事請負費、原材料費、備品購入費(目的外使用が可能な備品は不可)、その他市長が特に認める経費 ※ただし、換金性の高い商品券や旅行券などの金券類などは対象外とする。
助成対象事業 (13)	活用する補助制度に準じるものとする。